

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.11

2012年

8月8日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

第6回裁判報告 次回は10月15日(月)11:30~(裁判所前11時集合) 被告=国が“最賃の計算式”について書面を初めて提出。 だが“5つのごまかし”について実質的な反論はなし

8月8日、10時30分から第6回裁判が開かれました。原告は16名参加し、集まった支援者は約120名で傍聴抽選がされ、傍聴者で法廷はいっぱいになりました。傍聴者の中には、大学院生から中学・高校生が多数参加し、裁判への社会的注目と関心が大きく広がっていることが実感されるものとなりました。

20歳、19歳の子供をもつシングルマザーが生活と子供への思いを陳述

法廷では20歳の息子と19歳の娘を持つシングルマザーの方から陳述がされました。

夫は12年前に家を出ていき2年後に離婚。生活費・子どもの養育費は払われませんでした。なんとかヘルパーの資格を取って働き、病院の助手・事務パートなどをして手取りで15~6万円程度。育ち盛りの2人の子どもを養っていくには全く足らず、大手電機メーカーで派遣社員として働くようになり手取りも17~8万円くらいになりました。しかし、平成22年3月にこの会社を派遣切りされ、その年の8月によく病院のパート事務員の仕事を見つけ、時給は900円で、午前8時30分から午後5時まで週5日働いています。ひと月の給与は、交通費を入れて手取り13万円程度にしかなりません。1月や9月など、休みの多い月は10万円くらいしかもらえません。仕事に家事にと体は辛いですが、祝祭日に働けず、給料が減ることの方が何よりも辛いことです。

私は、ここ10年くらい、自分の洋服を買った覚えがありません。また、子どもたちにも満足な小遣いをあげることができません。娘は、昔、「薬剤師になりたい」と言っていました。結局公務員むけ専門学校に入りました。娘の性格からして、私や母に気を遣って、専門学校に進んで早く就職する道を選んだのだと思います。娘にそこまで気を遣わせてしまっていると思うと、情けなくてたまりません。2人の子供はそれぞれ奨学金を年間120万円借り学費に充てています。長男は、私立大学の理工学部に行っており、5年間在籍することも珍しくなく、約600万円の借金を背負って社会人になります。子どもの教育にはお金を惜しみたくないという思いはありますが、大きな借金を負わせる形で私の収入の少なさのしわ寄せが子どもたちについているのです。

私は、時給900円で毎日働いても、家族3人が自立して生活できないのであれば、いっそ仕事を辞めて生活保護をもらった方がよっぽど楽だし、収入もいいのではないかと考えるときもあります。でも健康で、働くことにやりがいもあり、仕事はやめません。でも、その働いている人の最低賃金が生活保護よりも低いということは、誰がどう考えてもおかしいと思います。でも生活保護を切り下げてその逆転現象を解消すべきだと言うような人もいますが、理解できません。



8月8日 横浜地方裁判所前で、原告・支援者のみなで

その人たちは、人としての最低限度の生活、文化的な生活を一体どのように考えているのか、聞いてみたいです。

私は、私たち家族は何も贅沢な生活をしたいと言っているのではありません。家族3人が自立した生活をしたい、自分の生活は自分で築きたいと思っているだけです。そのためには、やはり生活の基盤である収入をあげなければ実現できません。最低賃金をあげてくれなければ今の生活は変わらないのです。裁判官におかれましては、是非私たちの気持ちや生活の現状を酌んで、最低賃金を1000円以上にする判決を出して欲しいと思います。

弁護団から、「最賃算出方法5つのごまかし」の問題を具体的に指摘

弁護団からは、平成19年の最低賃金法改正から5年を経た現在、全国平均の最低賃金は、1000円はおろか、800円にすら達していない。被告国は、最低賃金と生活保護とを比較する計算を、著しく不合理な方法で行うことで、このような最低賃金と生活保護との大幅な乖離を隠匿している事実を、詳細な数字によって主張しました。

この「5つのごまかし」により、月額を生保額と最賃時給への計算方法で600円もの乖離がある現行の低すぎる最賃額を放置することは、その基礎とされた最低賃金と生活保護との乖離額という重要な事実に関して、重大な事実の誤認が存在する。そのため、被告国による神奈川県地域別最低賃金の決定は、重要な事実の基礎を欠くものとして、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法な決定であると主張されました。

被告=国が初めて提出した「最賃額計算式」書面は反論になっておらず

昨年の6月30日の提訴から1年。被告=国による「この裁判はそもそも成り立たない」との「門前払い」の壁を破られ、ついに初めて「5つのごまかしの計算式」についての書面が出されました。

しかし原告の主張する「5つのごまかし」対して、かみあった反論をする内容では全くなく、ただ「国の異常に低い最賃額算出計算式」が確認された手続きに終始し、「国の裁量権」に逃げ込むものでした。

書面では、労働政策審議会と中央最賃審議会で、生活保護と最賃額の比較方法について審議がされ、労使の主張が対立し、最終的に公益委員が使用者側の主張に偏った(最賃額を低く見積もる)提案がまとめられ、中央最賃審議会で合意を見たこと。さらに、最低賃金の決定を行う責任者である厚生労働大臣には「労働者の生計費、賃金相場、企業の支払い能力」の三要素について軽重はなく、総合勘案する「高度に政策的な判断」、「広範な要件裁量」が認められていると主張。「判断過程において、全く事実の基礎を欠きあるいは社会通念上著しく妥当性を欠く」とは言えず、「裁量権の逸脱濫用があるとは言えない」と述べています。

しかし、原告が「判断過程において、全く事実の基礎を欠きあるいは社会通念上著しく妥当性を欠く」と指摘する国の「最賃額算出の5つのごまかし」について全く反論、説明をしないわけで説得力はありません。本質的には「労働条件の改善を図ることを第一義的目的とする」最低賃金制度と、三要素のうちの「労働者の生計費」を強く確認した2007年最賃法改正をうやむやにするもので許されるものではありません。

神奈川最低賃金審議会 13円引き上げ849円を答申

《昨年を額・率ともに下回る、低額の引き上げ幅にとどまる》

神奈川の最低賃金審議会は、8月6日、神奈川労働局長(久保村 日出男)に対し、時間額849円(引き上げ額13円、引き上げ率1.56%)に改正することが適当であるとの答申を行いました。「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを定めた、平成19年最賃法改正以来、大幅に引き上げられてきた最賃額が、額・率ともに「壁」に突き当たったことは明白です。

全国の格差も拡大しており、いよいよ裁判の焦点＝「厚生労働省の最賃計算5つのごまかし」の突破が必要です。

＜神奈川県最低賃金金額の引き上げの経過＞

2013年10月1日改正予定

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	本年
円	706	707	708	712	717	736	766	789	818	836	849
引き上げ額	0	1	1	4	5	19	30	23	29	18	13
上昇率	0	0.14	0.14	0.56	0.70	2.65	4.08	3.0	3.68	2.2	1.56